

盛岡地区衛生処理組合 地球温暖化対策実行計画

令和3年度～令和12年度



令和4年3月改定
盛岡地区衛生処理組合

目次

第1章 背景	1
第2章 基本的事項	
1 計画目的	2
2 対象範囲	2
3 対象とする温室効果ガス	2
4 計画期間	2
5 上位計画や関連計画との位置付け	3
第3章 温室効果ガスの排出状況	
1 「温室効果ガス総排出量」について	4
2 温室効果ガスの排出量の増減要因	5
第4章 温室効果ガスの排出削減目標	
1 目標設定の考え方	6
2 温室効果ガスの削減目標	6
第5章 目標達成に向けた取組	
1 取組の基本方針	7
2 具体的な取組内容	7
第6章 推進管理体制と進捗状況の公表	
1 推進体制	9
2 点検・評価体制	9
3 進捗状況の公表等	9
参考資料	
1 施設の概要	10
2 排出係数等一覧	11
3 地球温暖化係数一覧	11

第1章 背景

地球温暖化問題は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つであります。

既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されており、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題です。

国際的な動向としては、平成27年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えること、並びに平均気温上昇を1.5℃以内に抑える努力を継続することが締結されました。

我が国では、平成10年に地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(以下「地球温暖化対策推進法」という。)が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、全ての市町村(一部事務組合を含む)が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、平成28年に地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)(以下「地球温暖化対策計画」という。)が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を令和12年度に平成25年度比で40.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、温室効果ガス排出量の削減等の計画を策定し実施することが記載されています。

以上を踏まえ、当組合でも地球温暖化の防止に向けた取組を推進して参ります。

第2章 基本的事項

1 計画目的

盛岡地区衛生処理組合地球温暖化対策実行計画（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき都道府県、市町村及び一部事務組合に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものです。盛岡地区衛生処理組合（以下「本組合」という。）の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けた取組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的として策定するものです。

2 対象範囲

実行計画は、本組合が行う施設の運転管理等全ての業務を対象とします。

なお、包括的運営管理業務委託により、施設の運転管理等を外部委託していることから、包括的運営管理業務委託の受託業者（以下「受託者」という。）とともに、実行計画の実現に向けた取組みを推進します。

3 対象とする温室効果ガス

本組合において、実行計画の削減対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

〈参考〉地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質は以下の通り。

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素、
ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン

4 計画期間

地球温暖化対策計画の中期目標に即して、計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

また、実施状況や計画との乖離が発生する場合など、おおむね5年ごと若しくは必要に応じて見直しを行うものとします。

項目	年度									
	H25	…	R3	…	…	R8	…	…	R12	
期間中の事項	基準年度		計画開始			計画見直し			目標年度	
計画期間			→							

図1 計画期間のイメージ

5 上位計画や関連計画との位置付け

本組合の実行計画は地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び一般廃棄物処理基本計画等に即して策定します。

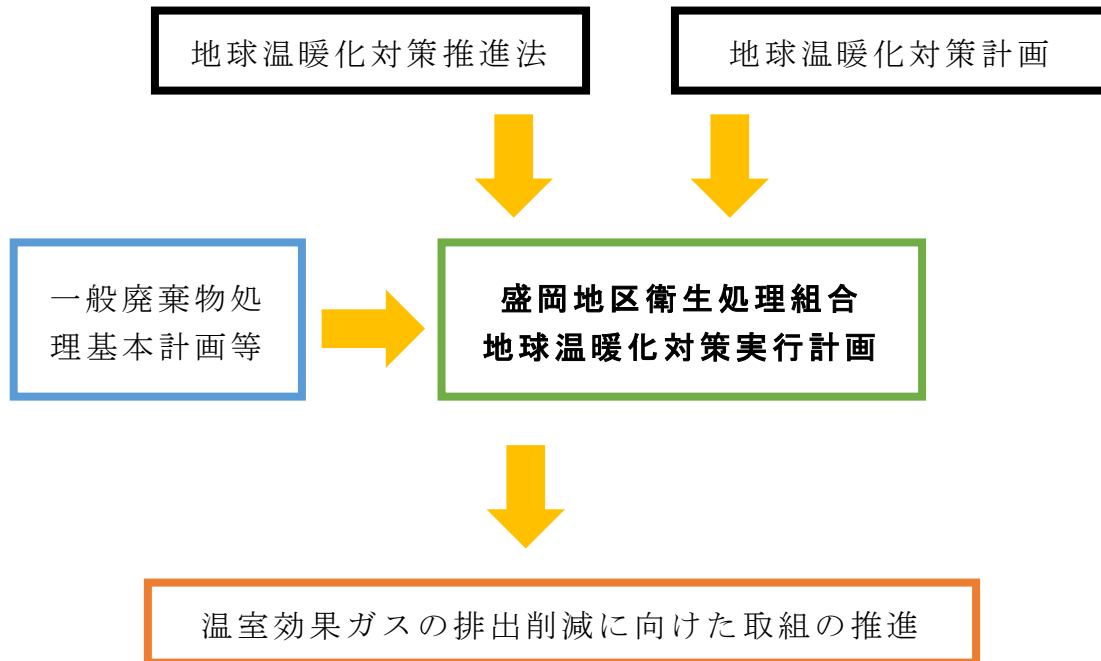


図2 盛岡地区衛生処理組合地球温暖化対策実行計画の位置付け

第3章 温室効果ガスの排出状況

1 「温室効果ガス総排出量」について

本組合の「温室効果ガス総排出量」は基準年度である平成25年度において、2,683 t-CO₂となっています。

その内訳としては、二酸化炭素排出量が2,584 t-CO₂、メタン排出量が54 t-CO₂、一酸化窒素排出量が16 t-CO₂、ハイドロフルオロカーボン排出量が29 t-CO₂となっており、温室効果ガス排出量の約96%が二酸化炭素で占めています。

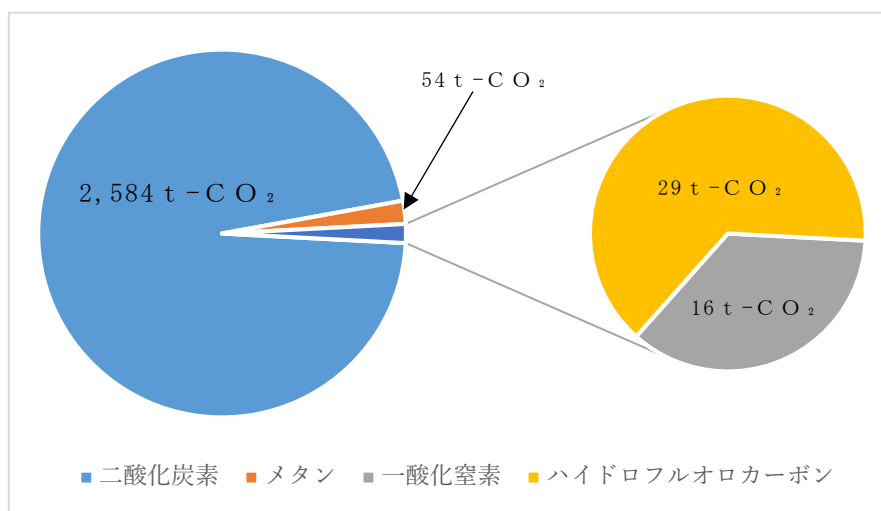


図3 温室効果ガス排出量の推移

また、二酸化炭素排出量のうちエネルギー種別排出量については、電気が全体の74%を占め、次にA重油25%、その他（ガソリン、灯油、LPG）1%となっています。

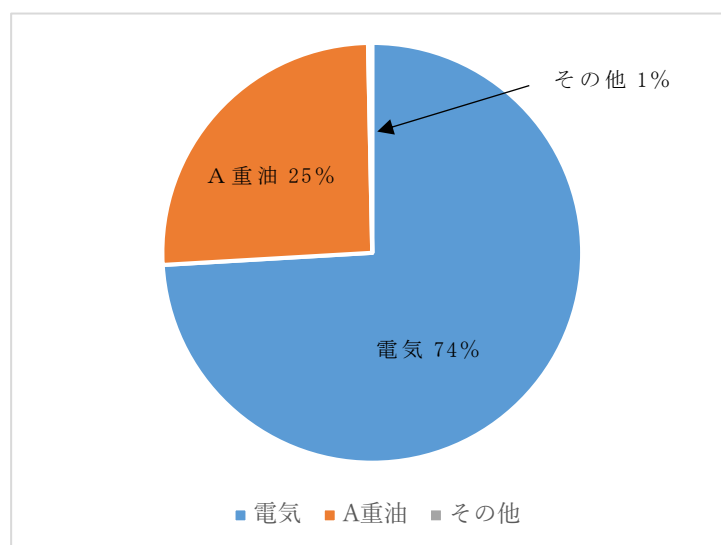


図4 基準年度におけるエネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合

2 温室効果ガスの増減要因

本組合の温室効果ガス総排出量の増減要因は、主にし尿等処理量の変動が挙げられます。

平成29年度までし尿の処理量減少により温室効果ガスの排出量が減少傾向でしたが、平成30年度に都南区域からのし尿等受入により処理量が増加したため温室効果ガスの排出量も増加しました。

第4章 温室効果ガスの排出削減目標

1 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、当組合の温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

2 温室効果ガスの削減目標

地球温暖化対策計画の中期目標に基づき、目標年度（令和12年度）に、基準年度（平成25年度）比で40%削減することを目標とします。

表1 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度 (平成25年度)	目標年度 (令和12年度)
温室効果ガスの排出量	2,584 t-CO ₂	1,550 t-CO ₂
削減率	—	40%

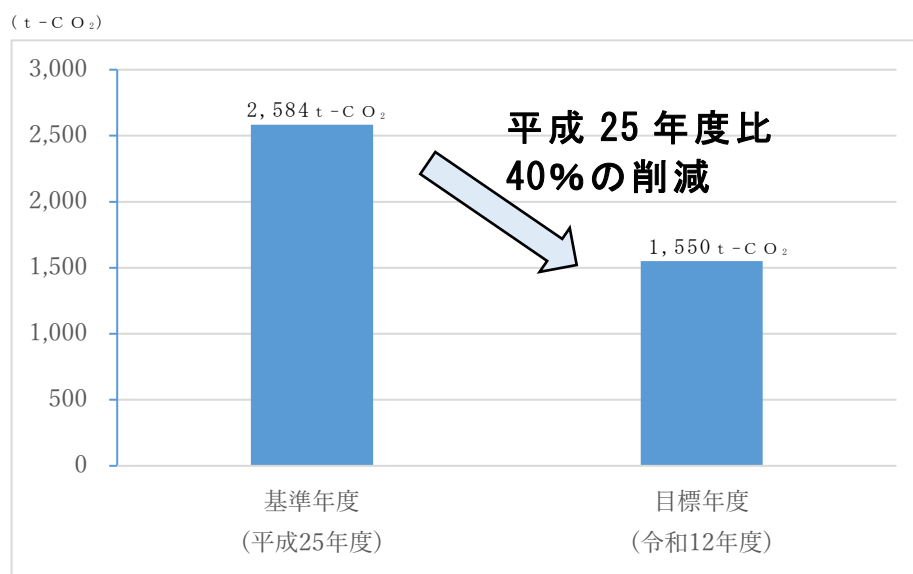


図5 温室効果ガスの削減目標

第5章 目標達成に向けた取組

1 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である電気使用量とA重油の燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

2 具体的な取組内容

(1) 施設の運転管理に係る取組

本組合の二酸化炭素排出量は、し尿・浄化槽汚泥の処理工程で使用する電気及びA重油による二酸化炭素排出量が全体の99%を占めることから、主要な二酸化炭素排出源である電気及びA重油の使用量削減を中心とした実行計画の推進を図ります。

- ・受託者は日常の施設の運転管理において、し尿等の適正な処理を前提として使用量の削減に努めます。
- ・そのほか、本組合及び受託者は、施設の運転管理において、使用量削減の改善策を研究し実践します。

(2) 施設設備の改善等

- ・環境負荷の低減に配慮した施設等の整備、適正な管理に努めます。
- ・高効率な機器への更新を進めます。

(3) 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努めます。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入します。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を優先して購入します。

(4) その他の取組

ア 電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努めます。
- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行います。
- ・廊下やトイレ、湯沸し室等は日中に照度が十分な時や利用者がいない場合等こまめに消灯します。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
- ・OA機器等は節電モードや電源をこまめに切るように努めます。

イ 燃料使用量の削減

- ・車両の急発進、急加速をしない「エコ運転」に努めます。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控えます。

ウ ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図ります。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努めます。

エ 用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。

オ 水道

- ・日常的に節水を心がけます。

カ 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員等が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行います。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進します。
- ・施設の冷・暖房は、利用状況に応じた管理を行います。

第6章 推進管理体制と進捗状況の公表

1 推進体制

下記の「推進本部」、「推進担当者」及び「事務局」を設け計画の着実な推進と進行管理を行います。

(1) 推進本部

事務局長を本部長として、計画の策定、見直し及び計画の推進点検等を行います。

(2) 推進担当者

事務局に推進担当者を置き、計画の推進及び進捗状況を把握し、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図ります。

(3) 事務局

事務局は、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

(4) 組織図

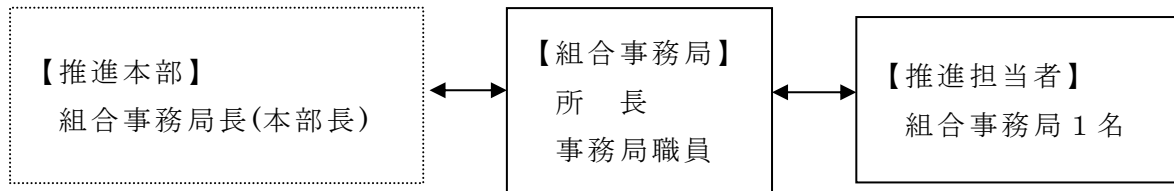


図6 推進体制の組織図

2 点検・評価体制

事務局は、推進担当者を通じて定期的に計画の推進及び進捗状況の点検を行い、推進本部において年1回の点検・評価を行います。

3 進捗状況の公表

計画の進捗状況は、ホームページにて公表します。

〈参考資料〉

1 施設の概要

対象施設	盛岡地区衛生処理組合 滝沢処理センター		
施設所管	盛岡地区衛生処理組合 構成市町：盛岡市、滝沢市、雫石町		
計画処理能力	170kL/日（し尿：120kL/日、浄化槽汚泥：50kL/日） 第1処理棟：100kL/日（し尿：70kL/日、浄化槽汚泥：30kL/日） 第2処理棟：70kL/日（し尿：50kL/日、浄化槽汚泥：20kL/日）		
処理方式	工程/ 施設区分	第1処理棟	第2処理棟
	主処理	標準脱窒素処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式
	高度処理	凝集分離＋オゾン酸化＋砂ろ過＋活性炭吸着	第1処理棟高度処理設備へ移送
	汚泥処理	濃縮後、第2処理棟汚泥処理設備へ移送	脱水＋油温減圧乾燥処理（資源化）
臭気処理	高濃度臭気：第1曝気槽へ吹き込み→低濃度臭気へ 低濃度臭気：酸洗浄＋アルカリ次亜洗浄＋活性炭吸着 処理水槽臭気：酸洗浄＋活性炭吸着	高濃度臭気：生物脱臭塔→中濃度臭気へ 中濃度臭気：酸洗浄＋アルカリ次亜塩洗浄＋活性炭吸着 低濃度臭気：活性炭吸着 資源化系含油臭気：燃焼脱臭	
	臭気処理	高濃度臭気：第1曝気槽へ吹き込み→低濃度臭気へ 低濃度臭気：酸洗浄＋アルカリ次亜洗浄＋活性炭吸着 処理水槽臭気：酸洗浄＋活性炭吸着	
竣工年度	当初設備：昭和60年度 改造設備：平成17年度		平成17年度
設計・施工	栗田工業株式会社		栗田工業株式会社
希釈水の種類	河川表流水（沢水）及び地下水		
放流先	紫野沢		
し渣処分方法	乾燥後、し尿汚泥肥料として農地還元		
汚泥処分方法			

2 排出係数等一覧

温室効果ガス（二酸化炭素）の活動種類ごとの排出係数一覧

項目	単位	排出係数	
燃料	ガソリン	L	2.32
	灯油	L	2.49
	軽油	L	2.58
	A重油	L	3.00
	LPG	kg	3.00
電気使用量（※）	kwh	0.591	

※電気使用量については、毎年、環境省が公表する電気事業者（東北電力）ごとの排出係数を採用します。（表の数値は平成25年度）

3 地球温暖化係数一覧

各ガスの温室効果の強さを数値化したもの（地球温暖化対策の推進に関する法施行令第4条より抜粋）

ガスの種類	地球温暖化係数
二酸化炭素	1
メタン	25
一酸化二窒素	298
ハイドロフルオロカーボン （テトラフルオロエタン（HFC-134a））	1,430